

令和5年度使用川越市立川越高等学校教科書の選定基準等について

第1 教科書選定基準及び調査の観点

1 基本的な方針

- (1) 高等学校は、教育基本法、学校教育法、高等学校学習指導要領、埼玉県高等学校教育課程編成要領、川越市教育振興基本計画、学校の教育目標・目指す学校像等の内容を踏まえ、次の2に示す「基準となる条件」及び3に示す「調査の観点」に基づいて、教科書の十分な調査・研究を行い、教科の主たる教材としての内容を具備し、教育上有効適切なもので、しかも、地域や学校、課程や学科の特色及び生徒の実態等に即したものを選定する。
- (2) 高等学校は、学科ごとに1種目につき1種の教科書を選定する。
- (3) 高等学校は、選定の公正確保について、万全を期する。

2 基準となる条件

- (1) 組織・配列・分量について
組織・配列・分量が、学習指導を有効に進める上で適切に考慮されていること。
- (2) 内容について
 - ア 教科・科目の目標、学年の目標の達成に適切なものが選ばれていること。
 - イ 地域や学校、課程や学科の特色及び生徒の実態等に適合していること。
 - ウ 生徒の生活、経験及び興味・関心等に対する配慮がなされていること。
 - エ 内容の正確さや記述の統一性について配慮がなされていること。
- (3) 資料について
地図・挿絵・写真・図表・索引等が必要に応じて用意され、その説明が適切に示されていること。
- (4) 表記・表現について
 - ア 記号・用語・単位等が適切で、統一がとれていること。
 - イ 表現は明確で、生徒に理解しやすいものであること。

3 調査の観点

- (1) 組織・配列・分量について
 - ア 教科・科目の目標を達成するための単元の構成や配列は、どうなっているか。
 - イ 各単元・各内容等の分量は、どうなっているか。
 - ウ 発展的な学習展開に対して、どのような配慮がなされているか。
- (2) 内容について
 - ア 目標を達成するために、どのような教材や素材等が選ばれているか。
 - イ 生徒の生活・経験や興味・関心などの面にどのような配慮がなされているか。
 - ウ 教科・科目の基礎的・基本的な力を育成するために、どのような創意工夫がなさ

れているか。

エ 観察・実験・実習等の体験的な学習について、どのような配慮がなされているか。

オ 生徒の主体的・対話的で深い学びを実現する上で、どのような配慮がなされているか。

(3) 資料について

ア 写真・図表・挿絵等の位置や取り上げ方はどのようになっているか。

イ 生徒の理解を助け、意欲をもたせるような配慮はどのようになっているか。

(4) 表記・表現について

ア 漢字・用語・記号・単位等の使い方は適切で、統一がとれているか。

イ 文字の大きさ・字間・行間はどのようになっているか。

ウ 注・重要語句等について、どのような配慮がなされているか。

第2 教科書採択及び選定の公正確保について

1 教科書の採択が公正かつ適正になされるよう、教科書の選定に当たっても適切な対応がなされること。

2 教科会、教科書選定委員会（教育課程委員会等）において教科書選定に関する調査・研究を十分行い、選定理由書及び選定概要報告書を作成し起案決裁することで、適正な選定に資すること。

3 選定理由書（様式1、2）及び選定概要報告書（様式3）を作成し、7月8日（金）に実施する教科書検収の際に提出すること。

4 採択の公正、適正の確保の観点から、教科書の選定に当たって、過大な宣伝行為その他外部から不当な影響等により、問題が生じた場合には、その都度速やかに川越市教育委員会に報告の上、川越市教育委員会と連携を図り、適切な処置を講ずること。

5 高等学校用教科書見本については、新たに検定を経た教科書の見本に限り各教科書発行者は、各1冊を限度に高等学校へ送付することができる。

なお、教員に対する献本は厳に禁止されているので、留意すること。

6 文部科学省「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」（令和4年3月31日付け3文科初第2695号）により、教育委員会は、教科書の採択結果及び理由等の公表に努めることとされている。この趣旨を踏まえて各学校においては、選定理由書及び選定概要報告書の適正な作成について、特に留意すること。

第3 高等学校用教科書について

令和5年度使用教科書は、「高等学校用教科書目録（令和5年度使用）」の第1部及び第2部に掲載されている教科書のうちから選定すること。

新学習指導要領（平成30年文科省告示第68号。以下「平成30年学習指導要領」と

いう。)の適用を受ける生徒が使用する教科書については、同目録の第1部に登載されている教科書のうちから選定すること。

従来の学習指導要領(平成21年文部省告示第34号。以下「平成21年学習指導要領」という。)の適用を受ける生徒が使用する教科書については、同目録の第2部に登載されている教科書のうちから選定すること。

従前の学習指導要領(平成11年文部省告示第58号)の適用を受ける生徒が使用する教科書は、同目録の第3部に登載されている教科書のうちから選定すること。

第4 需要数の報告について

- 1 需要数の把握に当たっては、学校における教科・科目の履修の実績等を十分検討のうえ、より正確なものとなるよう努めること。
- 2 平成30年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書と、平成21年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書は異なるので、需要数報告に当たっては混同することのないように十分注意すること。